⑶　Subject matter of the contract : The design of Takasu 1 bridge and Takasu 2 bridge in Higashi Kyushu Expressway

⑷　Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 25 June 2020 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 25 June 2020. if by mail, 4 : 00 P.M. 25 June 2020)

⑸　Time Limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 22 July 2020

⑹　Time Limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 19 August 2020 (If brought with you, 11 : 00 A.M. 19 August 2020. If by mail 11 : 00 A.M. 19 August 2020)

⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑻　Contact point for tender documentation : Yuichi Kusahara, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 3―13―15 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka City, Fukuoka Prefecture 812―0013 Japan Tel. 092―260―6115 Fax. 092―260―6118

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和２年６月15日

契約責任者

西日本高速道路株式会社　九州支社

支社長　松田　　均

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　40

○第７号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　令和２年度　佐世保道路　佐世保高架橋（拡幅）工事

⑶　工事場所　自）長崎県佐世保市平瀬町

至）長崎県佐世保市干尽町

⑷　工事内容

①　実施設計（以下「設計業務」という。）

イ）設計延長　Ｌ＝1,902m、施工計画検討等詳細設計一式

ロ）設計業務履行期間　契約締結日の翌日から令和３年５月31日まで

ハ）本設計業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。

②　施工（以下「建設工事」という。）

工事延長　Ｌ＝1,902m

構造物工　橋脚　41基

ＰＣ上部工　5.7千㎡

鋼上部工　3.0千ｔ

⑸　工期

設計業務　設計業務の契約締結日の翌日から令和３年５月31日

建設工事　建設工事の契約締結日の翌日から令和８年９月30日

ただし、技術提案及び設計業務に基づき、建設工事の工期や工事単位を変更する場合がある。

※建設工事の内容は、技術提案書作成要領による。

⑹　技術提案・交渉方式に関する事項　本工事は、西日本高速道路株式会社（以下「発注者」という。）が発注する工事の目的を達成するため、概略設計などの概略図、仕様及び最低限の要求要件（性能）を提示し、設計手法、高度な技術提案及び施工計画等の「当社の要求を最も的確に満たす技術提案」を公募し、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリング（技術対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者としてその技術提案を採用し、当該技術提案を踏まえて仕様・価格を決定する「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」の対象工事である。

⑺　本工事においては、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。）のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、提出された技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結すると同時に、工事の契約に至るまでの手続に関する協定を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

なお、優先交渉権者と５⑷に定める見積合わせにより設計業務に係る契約の相手方が決定できなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑻　参考額は入札説明書による。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　下記の条件を満たす者又は特定建設工事共同企業体とする。

１）単体で申請する場合　下記の㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

＜条件＞

㋐　技術提案書の提出の日に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「鋼橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。

㋑　技術提案書の提出の日に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,350点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,350点以上であること。）。

２）共同企業体で申請する場合　下記の㋐又は㋑の条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合は、共同企業体の代表者は㋐及び㋑の条件を満たさなければならないものとし、代表者以外の構成員は㋐又は㋑の条件を満たさなければならないものとする。また、特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合は、鋼橋上部工工事を施工する構成員は㋐の条件を満たし、ＰＣ橋上部工工事を施工する構成員は㋑の条件を満たさなければならない。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

＜条件＞

㋐　技術提案書の提出の日に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「鋼橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,200点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,200点以上であること。）。